



令和3年 11月30日(火)  
(2021年)

No. 15546 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971  
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆先使用权—実施形式の変更及び特許発明の訂正 (1) ☆フラッシュ(特許庁人事異動) …………… (8)

# 先使用权—実施形式の変更及び 特許発明の訂正

ユアサハラ法律特許事務所  
弁護士 深井 俊至

## 1 想定事例

以下の想定事例を検討する。

### <想定事例1>

特許権者は、構成要件Aをその構造に含む装置の発明について特許権を取得した。明細書にAに相当する具体的構造としてa1、a2、a3が記載されていた。本特許出願日より先に、先

使用者は、構成要件Aに相当する構成a1を含み、他の構成要件も充足して本特許発明に該当する製品P1の製造、販売をしていた。ただし、P1の構造は販売されたP1が分解困難であることから判明しないか購入者に秘密保持義務が課せられていることにより公知とならなかったとする。先使用者は、本特許権成立後に、P1の後継製品として、構成a1をa2に変更した製



Patent Attorneys  
**KUZUWA & PARTNERS**  
葛和国际特許事務所

	所長	弁理士	葛和	清司*			
副所長	弁理士	塩崎	進	副所長	弁理士	木村	伸也, Ph.D.
	弁理士	杉江	顕一		弁理士	井上	純一郎*
	弁理士	矢後	知美*		弁理士	大栗	由美
	弁理士	千野	櫻子		弁理士	高河原	芳子, Ph.D.
	弁理士	小田切	美紗		弁理士	松浦	綾子
	中国弁理士	鄭	益鴻		技術顧問	R. Sankaran,	Ph.D.

\*付記弁理士登録済

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビルディング17階  
TEL 03(5321)6761 FAX 03(5321)6760  
E-Mail [info@kuzuwa.com](mailto:info@kuzuwa.com) URL <http://www.kuzuwa.com>